

火災予防上の命令を受けている防火対象物及び危険物施設一覧表

2 0 2 6 年（令和 8 年） 8 月 2 7 日更新

番号	項 目	内 容
2	所在地	広島県府中市高木町 1 1 1 3 番地
	名称	高橋工芸株式会社
	命令を受けた者の名前	高橋工芸株式会社 代表取締役 高橋 正美
	根拠法条	消防法第 1 6 条の 6 第 1 項
	命令事項	上記防火対象物に貯蔵されている危険物第一石油類（非水溶性）1 8 0 リットル、第一石油類（水溶性）3 2 リットル、第二石油類（非水溶性）5 1 リットル、第二石油類（水溶性）1 6 リットルを 2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 1 日までに除去すること。
	発令年月日	2 0 2 6 年（令和 8 年）8 月 2 6 日
	管轄消防署等	消防局予防課
番号	項 目	内 容
1	所在地	広島県福山市引野町 2 7 3 番地 1
	名称	オールドスター
	命令を受けた者の名前	板倉 陽生
	根拠法条	消防法第 1 7 条の 4 第 1 項
	命令事項	1 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、消火器具をその能力単位の合計が 2 5 単位以上となるよう、技術上の基準に従って設置すること。 2 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、2 階、4 階及び 5 階に消火器具を技術上の基準に従って設置すること。 3 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、5 階の合成樹脂類（その他のもの）に対して、消火器具を技術上の基準に従って設置すること。 4 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、1 階及び 3 階に設置されている消火器具のうち、床面から 1 . 5 メートルを越える位置に設置されているものについて、床面から 1 . 5 メートル以下の位置に移設すること。 5 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、1 階及び 3 階の消火器を設置した箇所に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。 6 2 0 2 6 年（令和 8 年）6 月 3 0 日までに、消火器具を 3 階の各部分から歩行距離 2 0 メートル以下となるよう、技術上の基準に従って配置すること。

様式第 1 3 号の 2（規程第 2 2 条・要綱第 1 8 条関係）

		7 2026 年（令和 8 年）11 月 10 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。
		8 2027 年（令和 9 年）1 月 5 日までに、1 階、3 階及び 5 階の自動車の修理又は整備の用に供される部分に泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従って設置すること。
		9 2026 年（令和 8 年）12 月 15 日までに、建物全体に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。
	発令年月日	2026 年（令和 8 年）5 月 26 日
	管轄消防署等	東消防署

（注）本表は、発令年月日が遅いものから順に表示しています。
なお、番号は、発令年月日を基に付しています。